

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ & A

経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援事業

問 1	今後のスケジュールについて知りたい。		
回答	下記のとおり予定しております。		
	月	申請者	県
	【受付期間】 令和7年9月19日(金)から 10月20日(月)まで	①交付申請書の提出 (郵送またはメール)	②交付決定 (先着順で申請書を審査 し、交付決定を行う予定で す。)
	令和8年2月27日(金)まで	③事業実施 ④実績報告書の提出	
	令和8年3月31日(火)まで	⑥請求書の提出 (郵送またはメール)	⑤交付額の確定 ⑦補助金の交付

問 2	申請書の提出は郵送に限られますか？
回答	申請書等への押印は不要ですので、郵送以外に電子メールでもご提出いただけます。 なお、実績報告書及び補助金の請求書についても、同様です。

問 3	4月1日から採用した新人ヘルパーの同行支援を4月中に実施している場合、補助対象となりませんか？
回答	県からの交付決定を受けてから経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援を実施することが原則ですが、令和7年4月1日以降に同行支援を実施している場合は、交付決定日より前であっても補助対象となります。

問 4	様式1－2事業計画書(3)の職歴等の欄には、どこまでの職歴を記載するべきですか？
回答	前職（現職へ就業する以前に勤めていた直近の仕事）の入職時期及び退職時期を記載してください。（※令和7年3月の新規学卒者の方については、最終学歴を記載すること）

問 5	「経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援」について、「経験年数が短い」とは具体的にどの程度の期間を指しますか？
回答	<p>基本的に訪問業務に従事した期間が1年未満である方を想定しています。</p> <p>しかし、従事する頻度が少なく十分な経験を積んでいない、休職等により長期間のブランクがある等、個別具体的な理由を考慮しますので、従事した期間が1年以上であっても、補助対象とすることがあります。</p> <p>その場合は、様式1－2事業計画書(3)の職歴等の欄に、職歴とともに上記のような個別具体的な理由をご記載ください。</p>

問 6	「中山間地域等又は離島等地域に所在する事業所」について、「中山間地域等又は離島等地域」とは具体的にどの地域を指しますか？
回答	<p>岡山県指導監査課が公表している「特別地域加算及び中山間地域等小規模事業所加算対象地域一覧」における『特別地域加算対象地域』及び『「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算対象地域』に該当する地域を指します。</p> <p>【参考】岡山県指導監査課ホームページ URL : https://www.pref.okayama.jp/page/571288.html</p>

問 7	同行支援を受ける新人ヘルパーが同行支援実施後に退職した場合、同職員に実施した同行支援は補助対象となりますか？
回答	<p>令和7年4月1日以降に新人ヘルパーへの同行支援を実施している場合は、同行支援実施後に新人ヘルパーが退職した場合でも、補助対象となります。</p> <p>【補助対象となる理由】 本事業は要綱上経験年数の短いものでも安心して働き続けられる環境整備支援を目的としており、新人ヘルパーへの同行支援を行った指導職員の人事費分を補助対象経費としております。 そのため、同行支援を受けた新人ヘルパーが退職した場合についても、その職員に対し同行支援を実施していた場合は、補助対象となります。</p>

特別地域加算及び中山間地域等小規模事業所加算対象地域一覧

(令和7年4月1日現在)

市町村名	「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算対象地域(5%:注1)						
	特別地域加算対象地域(15%:注1)			「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算対象地域(10%:注1) (※)ただし、岡山市及び特別地域加算対象地域を除く地域			
	離島振興対策 実施地域	振興山村 (注2)	厚生労働大臣が 別に定める地域	豪雪地帯	特定農山村地域 (旧市町村名)	過疎地域	辺地 (注3)
岡山市	犬島	旧宇甘東村(下田・高津・宇甘・中泉) 旧宇甘西村(勝尾・紙工・虎倉) 旧竹枝村(大田・吉田・土師方・小倉) 旧上建部村(建部上・宮地・富沢・田地子・品田)	—	—	旧御津町 旧建部村 旧上建部村 旧鶴田村	—	あり
玉野市	石島	—	—	—	—	—	あり
備前市	大多房島 鴻島	旧神根村(今崎・神根本・高田・和意谷) 旧三国村(加賀美・多麻・都留岐・笛目)	—	—	全域	全域	あり
瀬戸内市	前島	—	—	—	旧牛窓町	旧牛窓町	—
赤磐市	—	旧熊山村2-2(勢力・千舆・奥吉原) 旧山方村(是里・滝山・黒木・黒沢・中山) 旧佐伯北村(稻荷・光木・石・八島田・暮田) 旧布都美村2-2(合田・中畑・石上・小鎌・西勢実・広戸)	—	—	旧笹岡村 旧熊山村 旧山方村 旧佐伯北村	旧赤坂町 旧吉井町	あり
和気町	—	旧佐伯村(津瀬・米沢・佐伯・父井原・矢田部・宇生・田賀・小坂・加三方) 旧日笠村(保曾・日笠上・日笠下・木倉)	—	—	旧佐伯村 旧和気町	全域	あり
吉備中央町	—	旧津賀村(広面・上加茂・下加茂・美原・加茂市場・高谷・平岡・上野・竹部) 旧円城村(上田東・細田・三納谷・上田西・円城・案田・高富・神頼・小森) 旧新山村(尾原・笛目・福沢・溝部)	—	—	旧津賀村 旧円城村 旧新山村 旧江与味村 旧豊野村 旧下竹庄村	全域	あり
倉敷市	松島 六口島	—	—	—	—	—	—
笠岡市	高島 白石島 北木島 真鍋島 小飛島 大飛島 六島	—	—	—	旧神島内村 旧北木島村 旧真鍋島村	—	あり
井原市	—	旧宇戸村(宇戸谷・上高末・鳥頭・宇戸)	—	—	旧井原市 旧宇戸村 旧芳井町	全域	あり
総社市	—	旧下倉村(下倉) 旧富山村(宇山・種井・延原・槁)	—	—	旧池田村 旧日美村 旧下倉村 旧富山村	—	あり
高梁市	—	旧中井村(西方・津々) 旧玉川村(下切・玉・増原) 旧宇治村(穴田・宇治・遠原・本郷) 旧高倉村(飯部・大瀬八長・田井) 旧上有漢村(上有漢) 旧吹屋町(吹屋・中野・坂本) 旧中村(布寄・羽根・長地・相坂・小泉) 旧大賀村(仁賀・上大竹・下大竹) 旧高山村(高山・高山市・大原) 旧平川村(平川) 旧湯野村(西山・東油野・西油野)	川上町地頭 川上町七地 川上町三沢 川上町領家 川上町吉木 川上町臘数 備中町志藤用瀬 備中町布瀬 備中町長屋 備中町布賀	—	全域	全域	あり
新見市	—	旧豊永村(豊永赤馬・豊永宇山・豊永佐伏) 旧熊谷村(上熊谷・下熊谷) 旧菅生村(菅生) 旧千屋村(千屋・千屋実・千屋井原・千屋花見) 旧上刑部村(上刑部・大井野) 旧丹治部村(田治部・布瀬) 旧神代村 旧新郷村 旧本郷村 旧万歳村 旧新砥村 旧矢神村 旧野馳村	—	旧新見市 旧大佐町 旧神郷町	全域	全域	あり

(令和7年4月1日現在)

市町村名	「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算対象地域(5%:注1)						
	特別地域加算対象地域(15%:注1)			「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算対象地域(10%:注1) (※)ただし、岡山市及び特別地域加算対象地域を除く地域			
	離島振興対策 実施地域	振興山村 (注2)	厚生労働大臣が 別に定める地域	豪雪地帯	特定農山村地域 (旧市町村名)	過疎地域	辺地 (注3)
浅口市	—	—	—	—	旧寄島町	旧寄島町	—
早島町	—	—	—	—	—	—	—
里庄町	—	—	—	—	—	—	—
矢掛町	—	旧美川村(上高末・下高末・宇角・内田)	—	—	旧美川村	全域	あり
津山市	—	旧上加茂村 旧加茂町 旧阿波村 旧広戸村(奥津川・川東・市場・案内・羽賀・大吉・西村・日本原・大岩) ※旧新野村の日本原は該当しません。	—	旧津山市 旧勝北町 旧加茂町 旧阿波村	旧一宮村 旧高田村 旧加茂町 旧阿波村 旧広戸村 旧新野村 旧大井西村	旧加茂町 旧阿波村 旧勝北町 旧久米町	あり
真庭市	—	旧富原村(若代・下岩・清谷・曲り・古呂々尾中・若代畠・高田山上・月田本・岩井谷・岩井畠・上・野・後谷) 旧津田村(野原・舞高・旦土・吉・田原山上・上山) 旧湯原町(禾津・釘貫小川・下湯原・田羽根・都喜足・豊栄・仲間・久見・本庄・見明戸・三世七原・社・湯原温泉) 旧二川村(栗谷・黒杭・種・小童谷・藤森) 旧美和村(余野上・余野下・樫西・樫東・目木・三崎・中原・台金屋) 旧美甘村(鉢山・黒田・田口・延風・美甘) 旧中和村(下和・初和・別所・真加子・吉田)	—	旧湯原町 旧美甘村 旧川上村 旧八束村 旧中和村	旧北房町 旧勝山町 旧津山村 旧美川村 旧河内村 旧湯原町 旧久世町 旧美甘村 旧川上村 旧中和村	全域	あり
美作市	—	旧梶並村(右手・真殿・梶並・楮・東谷上・東谷下) 旧栗広村2-1(長谷内・馬形・宗掛) 旧大野村(川上・滝・野形・桂坪・笹岡) 旧東粟倉村(後山・太田・川東・中谷・野原・東青野・東吉田) 旧豊田村(北原・友野・山口・山外野・大原・猪臥・海内・平田) 旧巨勢村2-1(巨勢・海田) 旧福山村(万善・国貞・鈴家・田渕・捕ヶ原) 旧巨勢村2-2(尾谷) 旧河会村(上山・中川・横尾・北・南・滝ノ宮)	—	旧勝田町 旧大原町 旧東粟倉村	旧勝田町 旧大原町 旧東粟倉村 旧豊田村 旧巨勢村 旧作東町 旧英田町	全域	あり
新庄村	—	全域	—	全域	全域	全域	あり
鏡野町	—	旧富村(大・楠・富仲間・富西谷・富東谷) 旧久田村(久田上原・久田下原・黒木・河内・土生) 旧泉州村(井坂・女原・至孝農・杉・西屋・箱・養野) 旧羽出村(羽出・羽出西谷) 旧奥津村(奥津・奥津川西・下齋原・長藤) 旧上齋原村 旧中谷村(入・山城・中谷)	—	旧奥津町 旧富村 旧上齋原村	全域	全域	あり
勝央町	—	—	—	—	—	—	あり
奈義町	—	旧豊並村(馬桑・閑木・小坂・高円・皆木・西原・行方)	—	全域	旧豊並村	全域	あり
西粟倉村	—	全域	—	全域	全域	全域	あり
久米南町	—	旧弓削町(下弓削・西山寺・松・上弓削・塙之内・羽出木・全間・仏教寺・下二ヶ・上二ヶ・泰山寺)	—	—	旧弓削町 旧竜山村	全域	あり
美咲町	—	旧倭文西村(北・南・里・中) 旧江与味村2-2(江与味) 旧西川村(西坪和・西川・西川上)	上口 小山 柄原 中坪和 東坪和 西	—	旧大坪和村 旧旭町 旧吉岡村 旧南和気村	全域	あり

注1:福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を除く。

注2:振興山村、豪雪、特定農山村、過疎は平成合併前の旧市町村名で指定されています。

注3:辺地については、別表(辺地地域一覧表)により御確認ください。

注4:加算対象地域であるか、地名のみでは判断できない指定地域があります。具体的な対象地域については、各市町村にお問い合わせください。

○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
(昭和37年法律第88号) 第2条第1項に規定する辺地

令和6年度辺地地域一覧

(R7.3.31現在)

市町村名	辺地名							合計 194辺地
岡山市	山上・石妻	杉谷	畠鮎	北野	勝尾・小田	東本宮		
津山市	加茂町物見	加茂町河井・加茂町山下	加茂町黒木	阿波	奥津川	新野山形	西上	八社
玉野市	石島							
笠岡市	高島	白石島	北木島	真鍋島	飛島			
井原市	野上南部	池井	西星田	黒木	宇頭			
総社市	延原・宇山							
高梁市	山際	柴倉	追田	野呂	遠原	秋ヶ迫	檜井	丸岩
	陣山	西野呂	割出	中野	坂本	吹屋	小泉	長地
	上大竹	高山	布賀	平川	湯野	西山		
新見市	花見	井原	千屋	菅生	足見	土橋	赤馬	宇山
	松仁子	法曾	大井野	上油野	三室	高瀬	三坂	青木
	田淵	大野	荻尾	久保井野	高野川東	上刑部	布瀬	
備前市	大多府島	加賀美	都留岐	鴻島				
赤磐市	是里東	是里西	是里中	滝山	中山・戸津野	八島田・暮田	石・平山	合田・中畑
	小鎌・石上	中勢実・西勢実						
真庭市	清谷	曲り・古呂々尾中	後谷	上・岩井畠	高田山上・野・若代畠	見尾・真賀	神代	吉
	田原山上・上山	別所・佐引	関上	日野上	杉山・日の屹	藤森	栗谷	立石
	三野瀬・種	福井	見明戸	鉄山	阿口	樽見	井殿	
美作市	右手	真殿	梶並	東谷下	江ノ原	西町	滝	野形
	川上	桂坪	田井	粟野	後山	中谷	東青野	山外野
	海田	日指	角南	白水	万善	国貞	田渕	柿ヶ原
	小房	小野	鷺巣	粟井中	宮原	上山	中川	北
和気町	大成	大杉・加賀知田	上田土	南山方・丸山	奥塩田	塩田	室原	岸野
	日笠上	日笠下	田原上	田原下	本	清水		
矢掛町	宇内							
新庄村	堂ヶ原							
鏡野町	近衛	香北	羽出	奥津	上齋原	富		
勝央町	上香山							
奈義町	皆木							
西粟倉村	大茅	坂根	塩谷					
久米南町	羽出木	全間	龍山	山手				
美咲町	長万寺	金堀	大併和西	和田北	大併和東	北	里	中
	西川上	併和	小山	大山	高城	定宗本山	上間	
吉備中央町	広面	加茂山	津賀西	三納谷	高富	笛目・千守	納地	黒山